

鰍沢における米取引

—「松本御米仕切帳」の分析を通じて—

中野賢治

はじめに

富士川水運（舟運^①）は、甲斐国内の鰍沢・青柳（いずれも現富士川町）・黒沢（現市川三郷町）の、いわゆる「甲州三河岸」から駿河国岩淵（現静岡県富士市）まで、急流として名高い富士川を經由して輸送を行うものである。しかし近年は研究状況が低調であり、その実像について新しくわかることは少ない。山梨県立博物館では、令和二年度から令和四年度までの三年間、富士川水運をテーマにした共同研究を実施し、令和五（二〇二三）年三月に報告書を刊行する予定である^②。富士川水運に関する研究史など、基礎的事項についてはそちらを参照されたい。

富士川水運における甲斐国内の主要な拠点である「甲州三河岸」の一つ、鰍沢は、発掘調査などからもその殷賑ぶりが推測される河岸である^③。しかし、鰍沢河岸が果たした役割は、これまでの研究においては富士川水運の拠点であること以上には評価されておらず、実際にそこでどのようなものが、どのように取引されていたのか、その具体像は明らかであるとはいえない。

また富士川水運で運ばれたのは、甲斐国内の物資ばかりではない。すでにさまざまななかたちで指摘されている通り、鰍沢には松本藩や諏訪高島藩が蔵を置き、出入りの商人が藩から委託をうけ、米の取引を行っていた^④。しかし自治体

史や研究論文を含め、これまでの富士川水運への言及は、甲斐国内での状況を説明するのみであり、信濃国など近隣地域との関係性については、これまでほとんど関心の外にあったといわざるをえない。

本稿では、そうした状況を踏まえ、共同研究の調査の過程で確認された「松本御米仕切帳^⑤」を取り上げる。本史料は縦三一・〇センチ、横二〇・二センチ、厚さ四・七センチ、全一九七丁からなる冊子である。現在は山梨県立博物館が所蔵する頼生文庫という資料群のうちの一点であり、山梨県立図書館から移管されたものである。もともとは萩原頼平の収集史料であったと考えられるが、それ以前の状況は不明である。筆跡などから、複数人が記録にかかわったとみられるが、作成側の人物として名前があがるのは鰍沢米問屋河住忠右衛門のみである。史料の末尾や裏表紙には「松本御米問屋」という記述がみられることから、この忠右衛門は松本藩に出入りした問屋の一人であろう。その忠右衛門の記録から、鰍沢河岸における米の取引のようすをみることで、鰍沢の商人と藩との関係や、米の輸送経路と換金の方法などを読み解き、鰍沢が果たしていた経済的な役割を考えてみたい。

一 寛保三年分の記述からみる「松本御米仕切帳」の性格

本稿で分析の対象とする「松本御米仕切帳」には、寛保三（一七四三）年から宝暦四（一七五五）年までの一二年間の記録が収められている。末尾には新帳に切り替える旨の記述があることなどから、この期間以外のものも作成されていたと思われるが、現時点で確認できていない。ただ記述内容について、寛保三年段階のものはあまり省略がみられず、年が進むに従って記述が省略されたり簡略化されているところが多くなること⁶から、鯉沢河岸の米問屋商人である河住忠右衛門が松本藩と関係をもち、こうした記録を作成し始めた時期は、寛保三年を大きくはさかのぼらないものと考えられる。記主の河住忠右衛門は、現段階では本史料以外にその名前や活動のようすを確認できず、どのような人物かは不明とせざるをえない。本史料は、その忠右衛門が、松本藩の役人に送っ



「松本御米仕切帳」表紙

た決算書の写しをつづつたものである⁷。鯉沢は甲斐国だけではなく、松本藩や諏訪高島藩なども廻米のために經由しており、それぞれ拠点を置いていたことがすでに知られている。そうした状況を示す史料として、『鯉沢町誌（資料編）』には、「諏訪高島藩廻米御用留」⁸が翻刻されている。これは同じ鯉沢河岸の間屋兩宮与一左衛門が諏訪高島藩に提出した米などの売却代金・輸送費用などの報告書であり、寛延元（一七四八）年から宝暦十一年、同年から天明四（一七八四）年、弘化四（一八四七）年から明治三（一八七〇）年の三冊分が掲載されている。長期にわたる記録で、諏訪高島藩による鯉沢での米の取引状況を示す史料である。これに対し、「松本御米仕切帳」は松本藩の米を扱う商人による同様の記録でありながら、時期的に「諏訪高島藩廻米御用留」に先行し、また扱う物量はそれらをはるかに凌駕するものである。一八世紀中ごろにおける鯉沢での物流の状況を探るうえで、こちらもまた重要な史料といえる。

それでは、寛保三年の決算書類をもとに、本史料の構成を整理しておきたい。最初に示される「御米請目録」⁹は、寛保二年の決算から寛保三年の決算書が作成・提出された閏四月二二日までの間に忠右衛門が扱った松本藩関係の米の「請」と「払」、すなわち出入り状況を示したものとみられる。この年は二、一六四駄を荊沢（現南アルプス市）から、四二一駄を若尾（現韮崎市）から、七一駄を韮崎（現韮崎市）から、合計二、六五六駄、俵にして五、三二二俵が忠右衛門のもとに集められた。そのうち南部（現南部町）に九七五俵を船で送り、残りの四、三三七俵を、忠右衛門は鯉沢で売却したという。

次に記されているのは「筵皮御米運賃目録」である。「筵皮」の意味するところは判然としないが、中世の筵付米を連想させるその名称から、付加税である口米の一種であろうと考えられる。ここでは筵皮米三〇〇駄を運ぶのに銭六〇貫文の運賃がかかっており、あわせて米六〇〇俵の番賃として六二四文が計上されている¹⁰。また一〇二俵の米を岩淵に下すにあたり、三〇俵積の船三艘四分

が計上されている。実際には四艘の船に積まれたものとみられるが、このように船数を端数で算出するのは、一つには運賃の計算を厳密に行うため、もう一つは他の荷物との混載を計算に入れるためであろうと考えられる。一艘につき四六匁三分七厘、都合一五七匁六分五厘が計上され、金二両二分・銀一匁六分五厘に換算されている。さらに銀は錢八五六文に改められ、上諏訪からの運賃、番賃、岩渕への船賃の合計として金二両二分と錢六一貫四八〇文が忠右衛門に渡されることになった。

この六一貫余りについて、忠右衛門は三回に分けて金への両替を行っている。金と錢との相場を見ながら、最も有利な相場の時に最も多くの錢を金に換えたように、最終的には金一八両二分と錢四四二文が忠右衛門の手にわたっている。さらにそのときの筵皮米三〇〇駄、俵にして六〇〇俵の米について、忠右衛門は岩渕に一〇二俵を送り、残る四九八俵は「当地売」、すなわち鯨沢で売却している。この年に限らず、本史料全体を通して、忠右衛門が松本藩から受け取った米については、岩渕を経由して江戸や大坂に送る米より、鯨沢で売却する米のほうが多いのである。^①松本藩にとって、鯨沢は単に物流の拠点であるだけでなく、領域外の市場として、米の換金を行うことができる場所であったことがわかる。

続く「御米番賃目録」では、五、三一〇俵の米の番賃として錢五貫五三二文、「船指」こと船頭の拝領分として錢三〇〇文、「増番賃」として一両二分が計上されている。番賃は「一俵一文」とされているが、それよりもやや多く請求されている。「筵皮御米買上目録」では、忠右衛門が二八〇俵の米を金一〇両につき二八俵の相場で買い取った代金一〇〇両、二一六俵の米を金一〇両あたり二三俵の相場で買い取った代金九三両三分余り、溢米^②二俵も同じ相場で金三分余りとし、都合四九八俵の米を一九四両三分余りで買い取り、その代金を上納したことを報告している。次の「覚」は、他の箇所では「駄賃目録」とも呼ばれて

いる。ここでは米四二一駄（八四二俵）を若尾から鯨沢まで運んだ駄賃として四三貫四一五文を計上している。「一駄百三文」とあるが、その通りだとすると四三貫三六三文でなければならず、五二文多く計上されている。この点については、後で検討してみたい。駄賃・番賃に関しては、全体を通してみても単価と総額が一致する場合のほうが少なく、なんらかの商慣行が存在したことがわがわがせる。

「御米買上目録」では、四、三三七俵の米を忠右衛門が買い取り、一、五四八両一分余りを上納したことが報告されている。ただし換金は六筆に分けられ、それらの相場は微妙に異なっており、金一〇両につき二四俵四分から三〇俵六分まで幅がある。素直に考えれば、実際の相場で六回に分けて換金されたともみることができよう。しかし、六筆の代金を見ていくと、五〇〇両、二〇〇両、四五〇両、六〇両、二〇〇両、二〇〇両、二三八両一分と銀一四匁四厘となっており、最後の一筆を除いて売却代金があまりにも整いすぎている感がある。これが「御米」と表記される松本藩の年貢米の換金であるということも考えれば、この売却代金の額がまず先にあり、それに合わせて換金相場や米の俵数が設定されたとみるほうが自然なのではないか。

次の「覚」は、他の箇所では「雑用金」として出てくる、松本との往来にかかった経費の領収証である。この時は一年間に延べ三〇〇回鯨沢と松本との間を下したとあり、一度に数名が移動することがあったと考えても、かなりの頻度で松本との連絡を取り合っていることがうかがえる。

これらを踏まえて、毎年の最後に記されるのが「差引目録」である。まず米の売却代金の金額と松本藩から渡された運賃の前渡分を足し合わせ、忠右衛門が松本藩に支払うべき金額として金一、七四三両一分・銀一匁四分二厘を計上する。この銀は錢であらわすと九二文になる。そこから、これまで八回に分けて上納してきた金額を引き、さらに貸与された二〇〇両や、実際にかかった

運賃・番賃・駄賃など必要経費の合計である金一、一三一兩三分と錢八七三文を差し引きし、金六四九兩一分と錢二〇三文を「不足」、すなわち忠右衛門が松本藩に渡さなければならぬ金額として計上している。このうち金二三八兩一分と銀一四匁四厘は、この目録が出された後の五月二五日に上納する予定とし、残りが金四一〇兩三分と錢二三三文であることを報告している。この四一〇兩余りがどうなったかはわからないが、二〇〇兩の「拝借」分とともに松本藩に上納されたものであろう。

なお、この仕切帳からは、松本藩から忠右衛門に与えられた給分についてはわからない。時折「拝借」や「忠右衛門御渡し」などが現れるが、毎年出てくるわけではない。この帳面からわかる範囲以外にも、松本藩と忠右衛門の間には、何らかの契約ややり取りがあったと考えるべきであろう。

このように、忠右衛門は、一年間の取引の様子を「御米請払目録」、「筵皮御米駄賃目録」、「筵皮御米請払目録」、「御米番賃目録」、「筵皮御米買上目録」、「覚（御米駄賃目録）」、「御米買上目録」、「覚（雑用金目録）」、そして「差引目録」という、九つの帳簿によって整理し、松本藩に報告していた。なお、これらの書類は、すべて寛保三年閏四月二二日という同一の日付を持つ。これは本史料に収録されている一二年間のすべてに共通する特徴であり、これらの書類が同時に作成・提出される性格のものであったことを示す。このことについても、また後ほど検討してみたい。

二、各「目録」の検討

(一) 「差引目録」の検討

それでは、まず本史料に収められた一二年間の「差引目録」を見比べてみよう。まずは忠右衛門の主要な仕事である米の換金について、その換金額の推移を見ていきたい(【表1】)。多くの年で「御米」と「筵皮御米」の取引額が分けら

【表1】 「御米請払目録」・「筵皮御米請払目録」にみる米の取扱高と換金額

	御米俵数	筵皮御米俵数	合計俵数	換金額	
				金	銀
寛保3年	5312	600	5912	金1743兩1分	銀1匁4分2厘
延享元年	2436	784	3220	金465兩	銀4匁6分6厘
延享2年	2921	1490	4411	金1253兩2分	銀19匁3分8厘
延享3年	2408	274	2682	金1027兩2分	銀21匁1分8厘
延享4年	4140	—	4140	金1062兩1分	銀14匁7厘
寛延元年	6086	1684	7770	金2516兩2分	銀20匁5分7厘
寛延2年	4754	2162	6916	金1954兩	銀27匁3分7厘
寛延3年	2904	844	3748	金1125兩1分	銀5匁2分2厘
寛延4年	3732	—	3732	金1029兩	銀11匁7分1厘
宝暦2年	4264	3212	7476	金1223兩1分	錢824文
宝暦3年	4988	990	5978	金1213兩3分	銀20匁2分7厘
宝暦4年	4466	24	4490	金1044兩1分	銀9匁6分7厘

れているが、寛保三年は「惣米代金」、延享四年と寛延四年については「御米買上目録金高」のみが記されている。しかし金額や「惣米代金」などの表記の仕方から、これらがこの年の米の買取総額を指すと判断した。他の年については「御米」と「筵皮御米」の買取代金の合計額を算出している。期間中の平均値は金一、三〇四兩三分余り、銀一三匁九分七厘余りとなる。最大は寛延元年の二、五一六兩二分・銀二〇匁五分七厘、最小は延享元年の四六五兩・銀四匁六分六厘であった。

この兩年について、もう少し詳しく見ていこう。まず換金額が期間中最小となった延享元年は、「御米」八一四俵と「筵皮御米」一三二俵が通常通り換金され、それぞれ三〇二両・銀一五匁九分四厘と金五〇両が支払われている。問題は、この後に「焼御米」として焼け残りの米六八九俵と、消火活動にあたった者への手当や船の損料として二〇俵が支出されているところにある。この六八九俵は三回に分けて換金されたが、その相場は極めて米が安いものであった。他の年の例などでは、通常であれば金一〇両につき二六俵から三〇俵程度で取引されているところ、「札差御米」二五一俵が、金一〇両につき四六俵四分の相場で金五四両と銀五匁五分に、「筵皮御米」五九俵が同じ相場で金一二両二分と銀一二匁五分とされるなど、通常の七割程度で換金されている。さらに「御米」三七九俵に至っては、金一〇両につき八二俵四分で取引され、金四五両三分と銀一四匁二分と、極めて安く買いたたかれていることがわかる。同年の「御米請払目録之事」では、この年、忠右衛門のもとには荊沢・若尾・葦崎などから一、二一八駄（二、四三六俵）の米が「御米」として集められ、そのうち四二俵は南部、二四〇俵は岩淵へ送られた。残りのうち八一四俵は無事であったようだが、焼け残りの六五〇俵を除いた六九〇俵が「焼失米」とされている。また「筵皮御米」として松本から送られてきた三九二駄、七八四俵の米は、一三二俵が歟沢で換金され、残る五九俵が焼け残り、五九三俵が「焼失米」となっている¹⁶。同年の「覚」のなかには、俵や菰、縄・杭、飛脚賃・人足賃など、蔵の焼失をうけて発生した経費が書き上げられているものがある。火災が発生した日はわからないが、この年に忠右衛門が米を貯蔵していた蔵が焼失し、取引高の四分の一余りの米を焼失する大きな被害が出たことは確実である。

その火災の損害を、忠右衛門ではなく松本藩側が負担している点に注目したい。もちろんこの目録上の数値が実際の数値と異なる可能性も大いにあるが、本史料による限り、蔵の焼失に際してその荷物の損失は荷主である松本藩が負

担することとされているのである。運送の道中で火災にあったとすれば、駄賃などにも影響が出るはずだが、そのようすはない。したがって、これらの米はすべて歟沢の松本藩の蔵に運ばれ、そこで火災にあったとみるべきだろう¹⁷。先にみた寛保三年の「御米買上目録」がそうであったように、忠右衛門は米を複数回に分けて換金していた。その換金の時期は、歟沢河岸における米の相場など様々な状況を踏まえて判断されたはずである。すなわち、換金の時期は忠右衛門の判断に委ねられていたと考えられ、換金以前の荷物の損失は、荷主である松本藩に帰せられるべきと判断されたのであろう。

それでは期間中で換金額が最大となった寛延元年の状況をみていこう。まず「御米買上目録」では、五、一三二俵の米が九回に分けて換金され、相場は金一〇両につき二三俵八分から三二俵三分と、ばらつきはあるものの、やや米高の相場であり、「御米」は金一、八二五両と銀二匁一分四厘になった。また「筵皮御米買上目録」では、一、六八四俵の米が五回に分けて換金され、その相場は金一〇両につき二二俵八分から二八俵と極めて米高であり、金六九一両と銀八匁四分三厘に換金されている。同年の諏訪高島藩の記録も残っているが、こちらは金一〇両につきおおよそ二六俵から二六俵五分前後であり、それと比べても格段に高い¹⁸。

こうした状況が発生する背景として、いくつもの可能性が考えられる。本史料からもうかがえるように、米相場は一日単位で大きく変動していた。諏訪高島藩の記録では、寛延元年一月二日に金一〇両につき二六俵五分、同年一月に同じく二六俵という相場であったことがわかる。忠右衛門が松本藩の米を換金した時期はわからないものの、一度にすべて換金するのではなく、何度も分割して換金していることから、忠右衛門が米高になる時期を選んで換金を行っていた可能性が指摘できよう。すなわちここで忠右衛門は、松本藩の利益を最大にするように動いていることになる。米問屋として米取引を請け負うと

いうことだけみれば、受け取った米をその時の相場ですべて換金し、代金を渡してしまう方が、書類の上でも簡単である。あえて複数回に分割して換金を行っているところから、松本藩のために工夫をこらす忠右衛門の姿が透けてみえるように思われる。決算書という性格からは、米の俵数とその換金額だけあれば十分とも考えられるが、都度の取引について結果を書き残し、藩に報告しているのも、自分の商行為の正当性を藩に認めさせ、信頼を得るためであったのではなからうか。

(二) 「御米請目録」の検討

次に、忠右衛門が扱う米の輸送についてみていこう。各年の「御米請目録」には、鯉沢の忠右衛門のもとにどこからどれだけだけの米が運ばれ、そのうちどれだけが富士川を下ったか、あるいは鯉沢で売却されたかがわかる。米が運ばれてくるのは、甲斐国内では荊沢(現南アルプス市)、若尾(現韮崎市)、韮崎(現韮崎市)、青木(現韮崎市)、台ヶ原(現北杜市)、甲府(府中)、現甲府市)などがみられる。信濃国では金沢(現茅野市)、上諏訪(現諏訪市)、松本(現松本市)などがある。「大坂屋」「麻屋」など、屋号のみが記されることもあるが、「麻屋」「芳野屋」は上諏訪の者であることが宝暦二年の「筵皮御米請目録」からわかるので、「大坂屋」などについても同様に、上諏訪あたりの人物と考えておきたい。

年毎の米の取引高も確認しておきたい(表1)。「御米」と「筵皮御米」を合わせた取扱米高の期間内の平均は五、〇三九俵余りで、寛延元年の七、七七〇俵が最高となり、宝暦二年の七、四七六俵がこれに続き、一番少ないのは延享三年で二、六八二俵であった。これと先に見た換金後の金額を重ねてみると、最も換金額が高くなった寛延元年が取扱米高も多かった。また蔵が火災に遭った延享元年を除けば、換金額が一、〇〇〇両を下回ることはなかった。先に忠

右衛門が米を買い取るにあたり、複数回に分割して換金しているようすから、相場が有利な時期を選んでいるのではないかと推測したが、忠右衛門は、松本藩への上納金について、より多くなるように、また一定金額を下回ることのないように意識して時期を選び、米の換金を行っているのではないか。これこそが、遠く離れた松本藩や諏訪高島藩が鯉沢に蔵および問屋を置く背景の一つであろう。その時々の方場の動向を見定めて、売却益が最大になるように取引を行う、信頼するに足る商人を抱えることこそが、これらの藩が収益を確保するうえで極めて重要であったろう。すなわち松本藩や諏訪高島藩にとって、鯉沢はその財政を支える重要拠点であった。²⁰⁾

「御米」と並んで記される「筵皮御米」については、年毎のばらつきが大きい。宝暦二年のように三、〇〇〇俵を超える年もあれば、宝暦四年のように二四俵だけが計上されている年もあり、記載されていない年については、「差引目録」にも記述がないあたりからすると、取引自体がなかったのかもしれない。「筵皮御米」は「御米」の取引を補完したり、有利な相場の時により多くの米を換金したりできるように一程度周辺地域にプールされている米である可能性を指摘しておきたい。²¹⁾

さて忠右衛門は、各所から鯉沢に運ばれた米を、あるものは岩淵や南部に富士川水運を介して運び、あるものは鯉沢で売却していた。その割合は年毎に異なるが、忠右衛門は取り扱う米の大半を鯉沢で売却し、その売却代金を松本藩に上納している。忠右衛門が松本藩の依頼によって、鯉沢から岩淵や南部まで運ぶ米は、全体からみればごく一部であった。幕領が多く分布し、年貢米の多くを江戸や大坂に運ぶ必要がある甲斐国一般の状況とは分けて考える必要があるが、鯉沢が米の集積地としてだけではなく、大量の米を換金することができ市場としても機能していたことは意識しておかねばなるまい。

忠右衛門の米の仕入れ先とその割合についてみてきたい。「御米」と「筵皮御

米」をあわせると、寛保三年は七三・二パーセントが荊沢から、一四・二パーセントが若尾から、一〇・一パーセントが上諏訪から、二・四パーセントが葦崎から運ばれていた。同様に、以下年ごとに多いものをみていくと、延享元年は若尾からの荷物が五二・八駄で全体の三二・八パーセントを占めていた。延享二年も若尾からのものが八四七駄で三八・四パーセントであったが、延享三年には荊沢が五六七駄、四二・三パーセントで最も多く、若尾は二一七駄で一六・二パーセントにとどまった。延享四年には若尾が八八〇駄で四二・五パーセントを占めた。以降、若尾は寛延元年には一、八五一駄で四七・六パーセント、同二年には一、一六四駄で三三・七パーセント、同三年には七八六駄で四二・九パーセント、同四年には八六一駄で四七・二パーセントとなるが、宝暦二年には上諏訪・荊沢・金沢が若尾を上回り、以降は宝暦三年の荊沢、同四年の金沢・荊沢を超えることができていない。

先に取扱米高の変遷をみたが、このように仕入れ先まで年々変動するのはなぜだろうか。損免や商い荷物の存在を考慮するにしても、年貢米を輸送するのであれば、ある程度は決まった数の米が、決まった地域から集められ、決まったルートを通じて運ばれていると考えられる。しかし本史料から明らかになるのは、例えば若尾から忠右衛門のもとに持ち込まれる米が、ある年は四〇〇駄余りであり、またある年は一、八〇〇駄を超えるというように、年ごとのばらつきが大きさと、米の送り元の多様さである。さらに「筵皮御米」が周辺地域にブルされている米である可能性を指摘したが、この点からは「御米」さえもそうした性格を持つている可能性が考えられる。

すでに見た通り、忠右衛門は大量の米を受け取った後、南部や岩瀬まで下す場合と、畷沢で売却する場合があります、後者の割合が極めて大きかった。すなわち忠右衛門、ひいては松本藩にとって、畷沢河岸は米穀の販売・換金市場であり、そこから先の輸送はあまり考慮されていなかったとみてよい。畷沢河岸は、富

土川水運の拠点であると同時に、甲信地域有数の米の集散地であった。

三 忠右衛門による取引の特徴

(一) 駄賃・運賃

本史料は、米の売買記録という性質から、米の輸送に際して発生する運賃・駄賃の記述も多い。【表2】は本史料に記された駄賃の一覧である。一例をあげると、寛保三年には、上諏訪から畷沢に向けて米三〇〇駄(六〇〇俵)が運ばれ、一駄あたり二〇〇文の運賃がかかり、合計金額は六〇貫文であった。これは矛盾なく解釈できる。問題は、同じ年に若尾から畷沢に運ばれた米四二一駄の駄賃である。一駄あたり一〇三文とあるので、計算上の駄賃は四三貫三六三文であるべきだが、ここでは四三貫四一五文が駄賃として松本藩に請求されており、五二文ほど多く計上されている。

他の年も、駄数と計算上の駄賃が一致しない場合がある。最も甚だしいのは宝暦四年に若尾から畷沢に米四九八俵が運ばれた際の駄賃で、一駄あたり一〇九文とあることから、計算上は五四貫二八二文であるが、忠右衛門は松本藩に五二貫四六六文しか請求していない。実に一貫八一六文も少ないのである。こうしたずれは、どういった事例で発生しているのか。忠右衛門が取り扱った米の多くは若尾から運ばれているが、その若尾からの輸送分に駄賃のずれが多く確認される。一方で上諏訪や金沢など、信濃国からの輸送については、駄賃のずれは少ない傾向にある。

また、駄賃の金額についても解釈が難しいところがある。若尾から畷沢への輸送は、寛保三年から延享二年は一駄あたり一〇三文、延享四年以降は一〇九文になる傾向がある。しかし、延享三年には一駄一〇〇文で輸送が行われ、さらに延享四年には同じ時期の輸送とみられるにもかかわらず一駄一〇〇文と一〇九文の荷物が発生している。また寛延元年には一三八文、寛延三年には

【表2】 駄賃と輸送内容の一覧

		発	着	輸送品	1駄あたり駄賃	帳簿上の駄賃と計算上の駄賃の差額	備考
寛保3年	鑊60貫文	上諏訪	鯉沢	米300駄	200文	なし	
寛保3年	鑊43貫415文	若尾	鯉沢	米421駄	103文	+52文	金11両2分・鑊95文
延享元年	錢54貫448文	若尾	鯉沢	米528駄	103文	+64文	金13両・錢634文
延享2年	錢575文	蕪崎	鯉沢	米5駄	115文	なし	
延享2年	錢2貫51文	台ヶ原	若尾	米219駄	9文	+80文	
延享2年	錢64貫760文	若尾	鯉沢	米628駄	103文	+76文	
延享3年	錢13貫700文	(不明)	(不明)	米137駄	(100文)	なし	駄賃は推定
延享3年	錢1貫文	(不明)	(不明)	米10駄分	100文	なし	御膳米
延享3年	錢6貫300文	松本	鯉沢	米63駄	100文	なし	附通
延享3年	錢21貫700文	若尾	鯉沢	米217駄	100文	なし	
延享4年	錢5貫400文	若尾	鯉沢	米54駄	100文	なし	
延享4年	錢90貫342文	若尾	鯉沢	米826駄	109文	+308文	上と同時
延享4年	錢28貫200文	金沢	鯉沢	米141駄	200文	なし	
寛延元年	錢142貫732文	若尾	鯉沢	米1305駄	109文	+487文	
寛延元年	錢76貫212文	若尾	鯉沢	米546駄	138文	+864文	上と同時
寛延元年	錢2貫348文	金沢	鯉沢	米14駄	168文	なし	駄賃は推定
寛延2年	錢127貫312文	若尾	鯉沢	米1164駄	109文	+436文	
寛延2年	錢3貫930文	(大坂屋)	鯉沢	米28俵	281文	なし	駄賃は推定
寛延2年	錢108貫100文	上諏訪	鯉沢	米1081駄	100文	なし	
寛延3年	錢6貫264文	若尾	鯉沢	米47駄	132文	+60文	
寛延3年	錢80貫827文	若尾	鯉沢	米739駄	109文	+276文	上と同時
寛延3年	錢40貫900文	上諏訪	鯉沢	米409駄	100文	なし	
寛延3年	錢916文	鯉沢	甲府	米11俵	167文	なし	駄賃は推定
寛延4年	錢22貫100文	青木	鯉沢	米156駄	140文	+260文	
寛延4年	錢94貫169文	若尾	鯉沢	米861駄	109文	+320文	
宝暦2年	錢51貫624文	若尾	鯉沢	米472駄	109文	+176文	
宝暦2年	錢56貫664文	青木	鯉沢	米400駄	140文	+664文	
宝暦2年	(不明)	上諏訪	鯉沢	米1210駄	140文	(不明)	
宝暦3年	錢19貫408文	青木	鯉沢	米137駄	145文	-457文	
宝暦3年	錢49貫500文	上諏訪	鯉沢	米495駄	100文	なし	
宝暦4年	錢17貫564文	青木	鯉沢	米124駄	140文	+204文	
宝暦4年	錢52貫466文	若尾	鯉沢	米498駄	109文	-1貫816文	

一三二文で輸送している事例が確認される。本史料は年単位で記述され、輸送の時期を詳細に確認できないが、時期や輸送者の事情による違いである可能性もある。

若尾以外からの輸送もみてみよう。台ヶ原から若尾までは、距離が近いからか、一駄九文で輸送が行われている(延享二年)。青木から鯉沢までも四例確認でき、駄賃は寛延四年・宝暦二年・宝暦四年が一四〇文、宝暦三年が一四五文であった。上諏訪からの輸送は、寛保三年のみ一駄二〇〇文だが、その他に確認できる寛延二年、同三年、宝暦三年は一駄一〇〇文、宝暦二年は一四〇文の事例が確認できる。若尾からの輸送とほぼ同額か、やや低廉な価格で輸送されていることがわかる。松本からの輸送は期間中に一例のみで、米六三駄を一駄あたり一〇〇文で運んでいる。上諏訪や松本からの輸送のほうが、若尾・鯉沢間よりも場合によっては駄賃が安い。詳細は不明とせざるを得ないが、これも時期や輸送者による違いであろうか。金沢からの輸送は期間中二例のみで、延享四年は一駄二〇〇文であり、寛延元年の例は一駄あたりの駄賃が記されていない。このときは米一四駄が二貫三四八文で運ばれているので、そこから計算すると一六七文余りということになる。

本史料における米の輸送は、その多くが駄で表記されていることから、⁽²⁾中馬稼ぎによって運ばれているとみてよいだろう。中馬稼ぎは、組織化されていない農閑余業であり、統一的な駄賃相場が存在しないものと考えられる。時期や輸送者による違いは大きいとみられるが、逆に若尾からの輸送について一〇三文ないし一〇九文という相場が存在するところを見ると、忠右衛門がある程度決まった時期になじみの輸送者を使っている可能性がある。また、上諏訪や金沢からの輸送が必ずしも若尾や青木などからの輸送よりも駄賃が高いわけではないという点も興味深い。輸送量が少ないこともあり、米以外にも様々な荷物を混載して運ぶなどしたことから、運賃が低廉になったものであろうか。

(二) 上り荷

本史料では、わずかながら上り荷の記述もみとれる。たとえば延享二年の「覚」では、「御合羽荷物」一個、竹刀二〇本、棒一〇本と、竹刀八二本、六尺棒四〇本、菰包棒一三本と炭三俵が計上されている。これらの運賃が松本藩に請求されていることから、これらは松本藩がどこから買い求め、忠右衛門が輸送を請け負ったものとみるべきだろう。合羽荷物は防水のために油紙で包んだ荷物のことと考えられ、その中身についてはわからない。延享三年の「覚」には「岩渕方鯉沢迄」とあるので、これらが上り荷として運ばれたことがわかる。なお延享三年には竹刀五四本と棒九〇本が運ばれている。さらに寛延元年には合羽三個、箒二〇本、合羽二個、箒八〇本、竹刀五〇本、棒五三本が、同二年には竹刀一八三本と棒一四五本が運ばれている。また本数は不明だが、寛延四年に竹刀船賃として七〇〇文が、宝暦三年にも竹刀船賃が八月分と一二月分の二回計上されているため、これらの年にも竹刀などの輸送が行われていたとみられる。合羽荷物以外の竹刀、棒など細長いものが多く運ばれているのは、船の形に合わせて選ばれたのであろうか。またいずれも数日間かけて富士川を遡上しても品質に影響がないものであったことも重要であろう。

右に触れたように、これらの上り荷の記録は一部の年でしか確認できず、毎年必ず運ばれる性格のものではなかったことがわかる。棒の用途は不明であるが、遠隔地からわざわざ取り寄せているからには、なんらかの特殊性があったものとみられる。竹刀は剣術稽古に用いる消耗品であり、制作には一定の技術が必要とされたのであろう。

一方、上り荷として知られる塩を含む海産物などは、本史料に記録がみられない。松本藩は海産物については別途仕入れを行い、忠右衛門の手を経由しなかったであろう。本史料は忠右衛門と松本藩の取引記録に過ぎず、松本藩全体の動向はここからだけではわからないことにも留意しておかねばならない。

(三) 報告・上納の時期

本史料は寛保三年から宝暦四年までの松本藩への報告書の写しを収録したものである。例えば寛保三年を例にとると、米・筵皮米の取扱高をまとめた「御米請払目録」・「筵皮御米請払目録」、筵皮米の運賃をまとめた「筵皮御米運賃目録」、保管料をまとめた「御米番賃目録」、米・筵皮米の買上高をまとめた「御米買上目録」・「筵皮御米買上目録」、若尾からの輸送駄賃を記した「覚」、江戸廻米に際しての経費をまとめた「覚」、そしてこれらを総合した「差引目録」のすべてについて、寛保三年閏四月二二日の日付が付されているのである。実際にこれらが同時に作成されたとは考えにくく、「差引目録」の作成と提出にあわせて他の記録類からそれぞれが作成されたものと考えるべきだろう。

さてその「差引目録」の作成時期も、年によって全く異なっている。順にみていくと、寛保三年閏四月二二日、延享元年四月一日、延享二年八月、延享三年五月、延享四年七月、寛延元年九月、寛延二年八月一日、寛延三年五月二四日、寛延四年六月四日、宝暦二年八月二七日、宝暦三年九月一日、宝暦四年五月であり、月までの記述しかなく日付を欠くものも多い。おおよそ四月から九月までの期間に作成されていることはわかるが、規則性はない。遅くとも九月には報告が終わっていることからすると、忠右衛門は、松本藩による年貢徴収のタイミングに合わせて報告を行ったものであろうか。

「差引目録」の記述内容は、前年の「差引目録」提出後、「差引目録」提出までということになる。例えば寛延二年分は寛延元年九月から同二年八月一日までの約一ヶ月分、寛延三年分は同日から寛延三年五月二四日までの約九ヶ月分、寛延四年分は同日から寛延四年六月四日までの約一ヶ月分をまとめたものとみてよいだろう。年ごとに収録されている月数が異なるため、年ごとの比較も厳密にはできない。あくまでも「差引目録」作成段階での、およそ一年間の商取引の記録であるとみななければならぬだろう。

また「差引目録」には、売上金の上納時期が記されているものがある。これを見ていくと、寛保三年の「差引目録」によれば、寛保二年十一月一日、同三年三月二〇日、同二三日、四月二四日、閏四月一日に上納が行われている。また延享二年の「差引目録」では、延享元年十二月十七日、同十九日、延享二年四月二〇日、同二七日、六月七日、同八日、同二六日、同二七日、延享三年の「差引目録」では延享二年二月一日、同九日、同二二日、延享三年三月二六日、延享四年の「差引目録」では延享三年十二月十九日、同二二日、延享四年三月二四日、同二六日、四月二二日、五月一日、同二〇日、七月一日、同二日、同二〇日、同二七日、寛延元年の「差引目録」では延享四年十二月十七日、同二三日、寛延元年三月一日、四月、五月八日、六月、寛延二年の「差引目録」では寛延元年一月二〇日、一月五日、同二四日、同二七日、同二六日、寛延二年三月二四日、同二五日、四月二四日、同二八日、五月一日、同二八日、六月二八日、寛延三年の「差引目録」では寛延二年十二月十七日、同二〇日、同二六日、寛延三年三月五日、寛延四年の「差引目録」では寛延三年十二月一日、同二六日、同二八日、寛延四年三月十七日、同二八日、五月二五日、同二六日、六月四日、宝暦二年の「差引目録」では寛延四年の「去冬度々ニ上納」、宝暦二年二月二六日、三月一六日、同二八日、五月二九日、八月三日、宝暦三年の「差引目録」では宝暦二年十二月一日、同二八日、同二〇日、同二四日、宝暦三年四月二二日、五月、七月、宝暦四年の「差引目録」では宝暦三年十二月七日、同二二日、同二八日、同二二日、同二八日、宝暦四年三月一日、同二二日に上納が行われている。なお延享元年には日付の記載がないため、不明である。これらの上納時期について、あえて規則性を見出すとすると、「差引目録」提出の前年の十一月から十二月にかけて複数回上納を行った後、三月以降、「差引目録」提出までに数回上納を行う、というパターンが指摘できる。すなわち厳冬の期は正月・二月は何らかの理由で上納が行われていないのである。年貢米の川

下げが例年一〇月から翌年の二月にかけて行われるため、その時期を避けたものであろうか。またこの時期は富士川の水量が乏しく、他の時期ほど通船が容易ではなかったことと、松本までの通路が雪でふさがれることなどから、松本藩とのやりとりが避けられた可能性もある。

おわりに

本稿では、鯉沢米問屋の記録から、鯉沢河岸における米の取引の一例をみてきた。松本藩から米の換金業務を請け負っていた鯉沢河岸の米問屋河住忠右衛門は、その一年間の取引のようすを事細かに記録し、松本藩に報告していた。松本藩領から集められ、さまざまな経路で鯉沢河岸に運ばれた米は、その大半が鯉沢で売却された。また忠右衛門はその利益が最大になるよう、相場に注意を払って換金を行っていた。松本藩は鯉沢での米の売却を忠右衛門に委託することによって、米の輸送費など諸経費を差し引いても、年間一、〇〇〇両を超える安定的な収入を得ることができた。その意味で、松本藩にとって鯉沢河岸は、富士川水運における通過点ではなく、米を換金するための市場であり、いわば終着点という位置を占めているのである。このことは、都市としての鯉沢の位置づけを考えるとときに極めて重要であろう。

また、年貢米を基礎とする藩による米の換金については、一年間にほぼ決まった額の米が村から徴収され、それが藩の手を介して市場に送り込まれる、というイメージがあるが、実際にはそうではなく、市場への輸送量や輸送ルートも毎年目まぐるしく変転するものであった。市場への輸送量やルートが常に変わるなかで、米問屋には毎年一定額の利益を確保することが求められ、実際に忠右衛門はそれに応えていた。すなわち忠右衛門は松本藩から集められた米を鯉沢に確保しておき、米の相場の状況を考えつつ、複数回に分けて換金していた。また鯉沢だけではなく、例えば若尾などにも蔵が置かれ、そこにも一定額の米

が貯蔵されていた。こうしてプールされた米は、価格の変動に合わせて換金され、市場に供出されていたものとみられる。それは単に松本藩による利益を最大化する動きであるだけでなく、米の供給によって価格を調整する機能があったのかもしれない。

換金された後の米はどうなったのであろうか。残念ながら本史料からそれがかがいが知ることとはできないが、歟沢はその背後に大規模な消費地を持たないため、米の多くはやはり富士川水運を介して岩淵へ運ばれ、さらに江戸や大坂に運ばれたのではないか。

冒頭でも述べたように、これまでの富士川水運研究は、甲斐国内の動向のみを主にその分析対象としてきた。しかしこうした米の動きの実態は、甲斐国内の米の動きだけを見ていてはわからない。これまでの研究の多くが、甲斐国内の、さらに年貢米か塩の輸送のみをその主な検討対象としてきたが、米ひとつをとってみても、実際にはかなり複雑な経路を経て歟沢などの河岸に至り、あるものは換金されて問屋の荷物として、あるものは換金されずに幕府や藩の御用荷物として、富士川を下されていったのであった。そのほかの商品荷物についても、また同様であろうと推定される。その動きをたどっていくのは至難の業であるが、今後も関係資料の探索に努めたい。

註

(1) 「水運」、「舟運」ともにこれまでの研究で用いられてきており、いずれであっても意味は大きく異ならず、どちらを用いても構わないと筆者は考える。しかし、あえていえば「水運」の語のほうが指し示す範囲が広く、例えば筏として富士川を下された材木など、富士川を往来した多様な物資を総合的に考えるためには「水運」の語のほうがふさわしいといえるだろう。

(2) 『山梨県立博物館調査・研究報告一六 富士川水運に関する基礎的研究』(二〇二三年三月予定)。

(3) かつて歟沢河岸が所在した富士川町歟沢(旧歟沢町)では、一九九五年以降、護岸工

事や道路敷設などにもなう発掘調査が行われてきた。『歟沢河岸遺跡』(山梨県埋蔵文化財センター、一九九八年三月)から『歟沢河岸跡VI』(山梨県埋蔵文化財センター、二〇〇八年三月)に至る一連の調査報告書などを参照。

(4) なお江戸時代前期に甲斐国・信濃国などに所領を有した甲府徳川家も、年貢米輸送に富士川水運を使用していた。本稿でみる中信地域だけではなく、甲府徳川家領が分布した北信地域についても、富士川水運と深いかわりを持ったことが推定される。

(5) 山梨県立博物館所蔵頼生文庫、歴二〇〇五―〇〇八―〇二四六四。館内データベースなどでの資料名は「歟沢村御米仕切帳」であるが、本稿では史料上の記述に従って「松本御米仕切帳」と呼ぶことにする。なお、史料の翻刻は前掲註(2)報告書に掲載予定。

(6) 省略・簡略化の最も顕著な例は日付と宛先である。寛保三年段階ではどちらも丁寧に記載されているが、時期が下っていくと日付は「月日」のみ、宛先も「右御両人様」とされるほか、どちらも書かれない「目録」も多くみられるようになる。もちろん松本藩に提出した正文には、いずれも省略することなく記されていたのであろう。

(7) 本史料内ではその決算書のことを「目録」と称している。

(8) 『歟沢町誌 資料編』(歟沢町、二〇〇六年三月)、一〇四号史料(一〇六―一三七ページ)、一〇五号史料(一二七―一七六ページ)、一〇六号史料(一七六―一八八ページ)など。

(9) 寛保二年の決算がいつ行われたかはわからない。寛保三年「差引目録」において、松本藩への米の買取代金の上納が一月一日に始まっていることから、少なくともこれ以前であったと思われる。

(10) 「一俵一文ツ」とあるが、三〇〇駄、すなわち六〇〇俵の米の番賃として六二四文が計上されている。手数料を含んでいるためであろうか。以降も、本来であれば「一俵一文」の番賃と俵数は符合するはずであるが、多くの場合でズレが生じている。この点については後述する。

(11) その他「南部下ヶ」など、南部に送られ、そこで売却されている米もある。富士川水運における南部の状況については、不明な点も多い。今後の課題としたい。

(12) 溢米は「目溢米」と同義と考えている。『国史大辞典』の「目溢米(めこぼれまい)」の項を参照。

(13) 「拝借」は寛保三年の「差引目録」に二〇〇両、延享三年の「差引目録」に九五両と一〇〇両、寛延三年の「寛(雑用金請取)」に一九五両、それぞれ現れる。

(14) 宝暦三年「申御米御払」に「三百俵 忠右衛門御渡し」とある。

(15) 宝暦二年については、合計金額に銀高の記載がなく、銭で表記されている。そのため、同年の「御米買上目録」に銀一〇匁三分が七三七文とされているところから、銭一文

を銀一厘三毛九糸余りとして計算し、錢八二四文を銀一匁五分一厘五毛余りに換算した。

(16) 「御米」・「筵皮御米」のそれぞれにおいて「焼残米」として計上されている六五〇俵と五九俵を合わせると七〇九俵となり、先に見た「御米買上目録之事」の「焼御米」と同じ数になる。ここには消火活動に参加した者への手当や船の損料が含まれている。

(17) 鯉沢には諏訪高島藩・松本藩の蔵が存在したことがすでに知られている。例えば前掲註(8)史料では「諏訪御蔵」の存在が示されている。

(18) 前掲註(8)史料、寛延元年十一月二日付「寛」および同年十二月付「寛」。

(19) 寛延から宝暦にかけては、東北地方を中心に天候不順からくる凶作・飢饉が発生しているが、時期的に符合せず、このときの鯉沢でこれほど米価が高くなる理由はわからない。

(20) この両藩の大坂廻米のようすについては判然としない。松本藩や諏訪高島藩の財政のなかで、鯉沢廻米がどれだけの重要性を持っていたかについて考えるには、藩財政全体を検討しなければならない。

(21) この点については松本藩の慣行を踏まえて判断せねばならないだろう。大坂廻米との比率とあわせ、今後の課題としたい。なお、本史料では若尾にある米にかかる番賃や蔵敷(保管料)が松本藩に請求されている事例も確認される(延享三年ほか)。そのため、少なくとも若尾には松本藩や忠右衛門に関係する蔵があり、一定量の米が確保されていたことがうかがえる。同じように葦崎や青木、金沢にも蔵があった可能性もあろう。

(22) 本史料中で、米の輸送について、俵数で表記しているのは、寛延二年に大坂屋から鯉沢に運ばれた米二八俵と、同三年に鯉沢から甲府に運ばれた米一一俵のみである。これらの輸送方法は不明であるが、船で運ばれているものとみられる。

(23) 本史料でも、鯉沢に運ばれた米の一部が甲府に持ち込まれているようすが確認できるが、量としてはごくわずかであり、江戸や大坂ほど米の消費が見込めるわけではない。

(山梨県立博物館)